

国の栄養施策の動向について

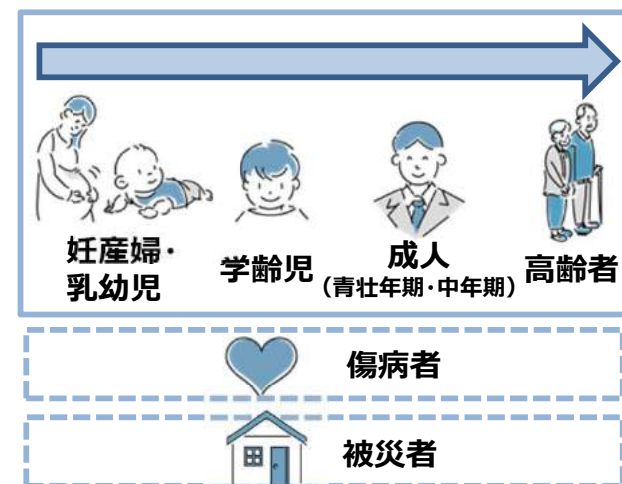
～自治体での「誰一人取り残さない」栄養施策の推進に向けて～

健康局健康課
栄養指導室

令和3年度 栄養施策の方向性 ～活力ある持続可能な社会の実現のために～

- 栄養は、人が生涯を通じてよく生きるための基盤であり、**活力のある持続可能な社会を実現する上での必須要素**。
- 日本は、経済発展に先立ち、日本の栄養政策の重要な要素である「**食事」「人材」「エビデンス**」を組み合わせた**栄養政策を始動**。各時代の栄養課題に合わせて発展させ、それと同じくして経済成長を遂げ、**世界一の長寿国**に。
- さらに、乳幼児期から高齢期まで全ライフコースを対象とした栄養対策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、**「誰一人取り残さない」栄養政策を推進**。
- 日本の栄養政策は途上国等のロールモデルとなり得る一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化による「**経済格差に伴う栄養格差の拡大**」などの**新たな課題**に直面。
- こうした課題を含め、広範かつ困難な課題に対応するには、**様々な部局と連携**しながら、着実に施策を推進し、成果を得ていくことが必要。

※ 上記の観点から、施策紹介資料において、主な対象者層を図示化（右図参照）。



「日本の栄養政策」パンフレット
(健康局 健康課 栄養指導室作成)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000008_9299_00001.html

- 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会 報告書の概要
～農林水産省・経済産業省・環境省・消費者庁との連携～【p.7-p.9】
- 「妊産婦のための食生活指針」改定の概要 <子ども家庭局 母子保健課> 【p.15-p.16】
- 生活保護受給者の健康管理支援の推進と市町村保健部局との連携 <社会・援護局 保護課 保護事業室> 【p.30-p.31】
- 令和3年度介護報酬改定の概要（栄養関連） <老健局 老人保健課> 【資料2】

I．今年度の栄養施策について

- 1．東京栄養サミットを契機とした食環境づくり等の推進
- 2．科学的根拠に基づく基準等の整備・普及
- 3．管理栄養士等の養成・育成
- 4．地域における栄養指導の充実

II．調査研究事業について

- 1．昨年度の主な調査研究事業の成果
- 2．栄養政策の更なる推進に向けて

I. 今年度の栄養施策について

※（ ）内は、令和2年度予算額

1. 東京栄養サミットの開催を契機とした食環境づくり等の推進

- 東京栄養サミットにおけるテクニカルセッション開催経費 <予算：81百万円>
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 <予算：47百万円(46百万円)>
- 自然に健康になれる食環境づくりの推進事業 <予算：5百万円(5百万円)>

2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

- 国民健康・栄養調査の実施 <委託費 予算：257百万円（0百万円）>
- 健康日本21（第二次）分析評価事業の実施 <予算：38百万円（38百万円）>
委託先：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所>
- 食事摂取基準等の策定 <予算：10百万円（10百万円）>

3. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 <予算：10百万円(10百万円)、委託先：公益社団法人日本栄養士会>
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算：62百万円(62百万円)>
- 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 <予算：30百万円(30百万円)、補助先：公益社団法人調理技術技能センター>

4. 地域における栄養指導の充実

- 栄養ケア活動支援整備事業の実施 <予算：30百万円（30百万円）>
補助先：民間団体(公募) 令和2年度事業採択数：4事業>
- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算：37百万円(37百万円) 補助先：都道府県等 令和2年度内示数：50自治体>

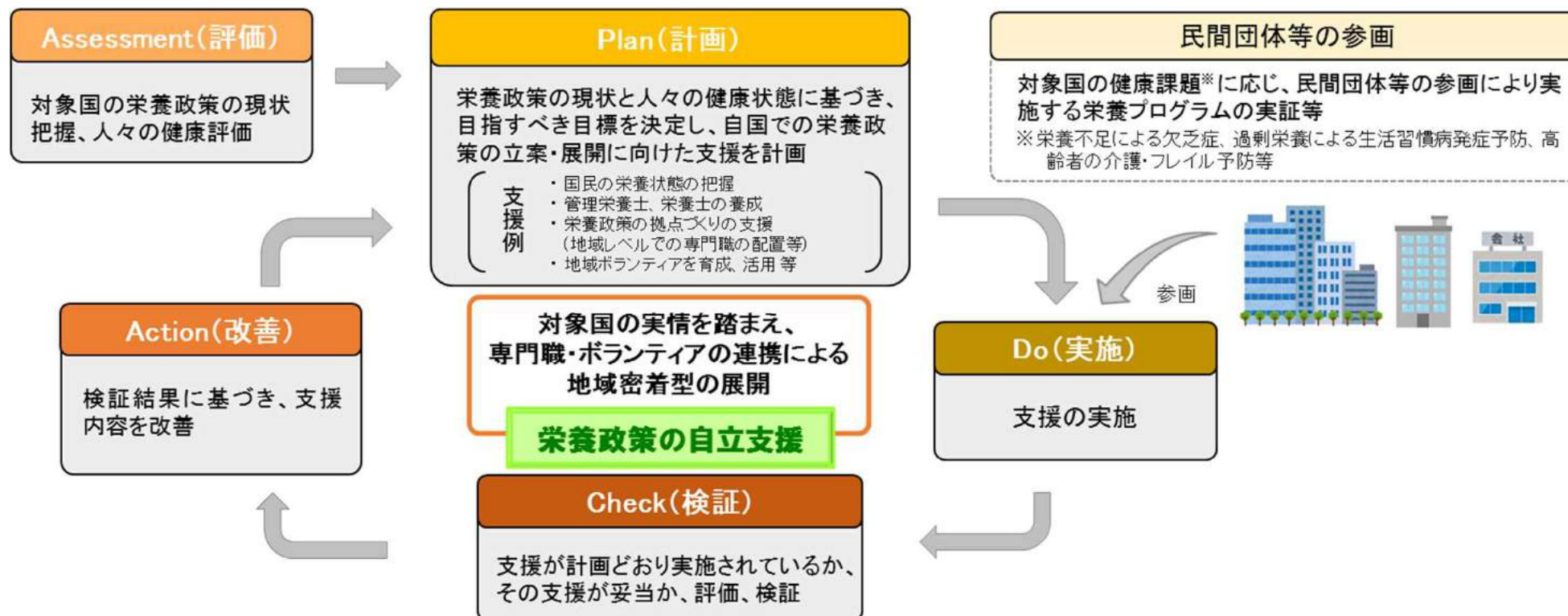
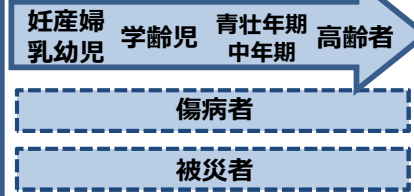
1. 東京栄養サミットの開催を契機とした食環境づくり等の推進

東京栄養サミットにおけるテクニカルセッション開催経費

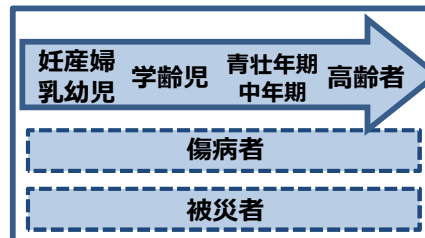
- 東京栄養サミットの一環として、各国の産学官等関係者に対し技術的な情報共有等を行うためのテクニカルセッションを開催する。

東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業

- 東京栄養サミットを契機とした栄養政策を通じた国際貢献の本格展開に向けて、**途上国等が栄養政策を自力で立案・展開できるように**、各国の栄養政策を調査・分析する。



「東京栄養サミット2021」の開催

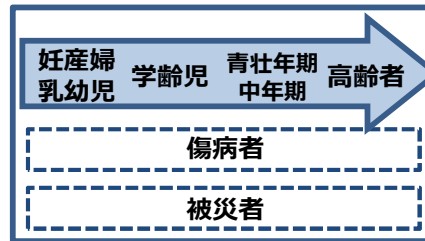


- 「栄養サミット」は、英国の主導により開始した栄養改善に向けた国際的取組であり、2012年のロンドンオリンピック最終日にキャメロン英国首相(当時)が開催した「飢餓サミット」をきっかけに、2013年にロンドンで初めて開催。2016年はリオで開催。
- 東京開催では、飢餓と低栄養だけではなく、過栄養のほか「**栄養不良の二重負荷**」をも対象とした上で、**これらの解決に向け、持続可能な開発目標(SDGs)の推進にも資する議論を予定。**
- 厚生労働省は我が国の栄養行政を中心的に担う省庁として、これまでの栄養政策の知見・経験の共有も交え、国際的な議論に貢献しつつ、さらには、栄養に関する国際貢献(栄養政策立案・展開の自立支援)につなげていく。
- 本サミット開催に向けた準備を省内横断的に行っていく体制を確保するため、厚生労働省に厚生労働大臣政務官を本部長とする厚生労働省準備本部を2020年1月に設置。準備本部では、栄養課題の整理・共有、今後の栄養政策の方向性の検討を行うとともに、国内外の栄養課題の解決に向けたコミットメント(誓約)の検討を行う予定。

〔開催概要(予定)〕

日程	2021年12月7日(火)、8日(水) (2021年6月に公表)
主催	日本政府(外務省、厚生労働省、農林水産省等)
想定される出席者	首脳級及び閣僚級を含む各国政府ハイレベル、国際機関、学術機関、市民社会、民間企業等
目的	世界の栄養改善の現状と課題を確認し、課題解決のための国際的な取組を推進する。
主なテーマ	① 健康：栄養のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)への統合 ② 食：健康的で持続可能な食料システムの構築 ③ 強靱性：脆弱な状況下における栄養不良対策 ④ 説明責任：データに基づくモニタリング ⑤ 財政：栄養改善のための財源確保
想定される成果	Tokyo Nutrition for Growth Compact (成果文書) ロンドンでの栄養サミットの成果文書の後継として、2030年を達成年とする世界の栄養目標を明記し、各ステークホルダーによるコミットメント※を添付した文書。 ※ 厚生労働省としても、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、産学官等連携による減塩等の推進について、日本政府コミットメントに盛り込む予定。

自然に健康になれる食環境づくりの推進事業



- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題であり、この課題解決を図る上で、栄養・食生活は最も重要な要素の一つである。
- 適切な栄養・食生活を支え、推進するための食環境づくりに向けて、令和3年夏頃に、**産学官及びその共同体等、様々な主体との連携体制を整備**する。
- 食環境づくりの推進に向けては、現下の国民の健康の保持増進に資する取組とするだけでなく、環境にも配慮するなど、**持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも広く資するもの**とし、東京栄養サミットのコミットメント（誓約）とすることやアジア諸国等への国際展開も視野に入れて検討する。

「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日 閣議決定）【抄】

1 2. 重要分野における取組

iii) 疾病・介護の予防

人生100年時代の安心の基盤である「健康」は、国民にその重要性が一層深く認識されるようになっており、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくためにも、エビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を引き続き促進する。

（予防・健康づくりのインセンティブ強化等）

- ・ **自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会をはじめとする産学官やこれらの共同体などの様々な主体と連携した検討体制の下で、効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンスの収集・分析を含む総合的な施策について、「栄養サミット」のコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に入れた検討を引き続き進める。**

はじめに (第1)

- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題となっている中、**健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくり※の推進が急務**である。
※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品へのアクセスと情報へのアクセスの両方を相互に関連させて整備していくものをいう。ここでいう「食品」には、食材、料理及び食事の3つのレベルがある。
- こうした中、「成長戦略フォローアップ」等において、上記の食環境づくりを推進するため産学官等の連携体制を構築することが示された。
- この食環境づくりを推進するに当たっては、今後、次期国民健康づくり運動に向けた議論が本格化していくことも見据え、国民の健康の保持増進につなげていく視点が特に重要となる一方で、適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の持続可能性を高めていく視点も大切となる。
- 以上を踏まえ、**自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた産学官等連携の在り方を検討**するため、**関係省庁※との連携の下**、厚生労働省健康局長の主催により、本検討会を開催した(2021年2月～6月計4回、座長：武見ゆかり 女子栄養大学大学院研究科長)。※ 農林水産省、経済産業省、環境省、消費者庁

自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に係る課題と動向 (第3)

1 我が国の食環境を取り巻く社会情勢

(1) 少子高齢社会の更なる進展と迎えつつある「人生100年時代」

- ・「人生100年時代」の到来を見据えると、健康寿命の延伸が大きな課題。

(2) 活力ある持続可能な社会の実現に立ちはだかる主な栄養課題

活力ある持続可能な社会の実現のためには、**全世代や生涯の長きにわたり国民に大きく影響し得る、以下の栄養課題の改善・解消**が必要。

【食塩(ナトリウム)の過剰摂取】

- ・非感染性疾患(NCDs)による死亡・障害調整生命年(DALYs)に最も影響を与える食事因子は、世界的には全粒穀類の摂取不足であるのに対し、**我が国を含む東アジアでは食塩の多量摂取**。
- ・日本人の食塩摂取量は、長期的には減少傾向だが、**諸外国よりも多く、世界保健機関(WHO)が推奨している量の約2倍摂取**。
- ・欧米では加工食品由来の食塩摂取割合が高いのに対し、**我が国は家庭内調理からの食塩摂取割合が最多(約6割が調味料)**。
- ・食塩摂取量が多くても食習慣の改善の意思がない者が半数以上であり、今後、減塩の取組を効果的に進めるには、**健康関心度にも考慮**する必要。

【若年女性のやせ】

- ・日本人の20～30歳台女性のやせの割合は、**中長期的に増加傾向**であり、**主な先進国の中でも成人女性のやせの割合は最も高い**。

【経済格差に伴う栄養格差】

- ・世帯年収の違いは、**食品選択、栄養素等摂取量に影響**。
- ・しかし、「食塩の過剰摂取」は世帯年収にかかわらず、**共通した栄養課題**。

2 持続可能な開発目標(SDGs)と今後の食環境づくりに向けた国際動向

(1) 国際機関等の取組

【SDGsと栄養改善】

- ・栄養は、SDGsの目標2「飢餓をゼロに」、目標3「すべての人に健康と福祉を」を始め、全17目標の達成に寄与。**SDGsの達成には栄養改善の取組が不可欠**。

【栄養・食生活と気候変動の相互作用に関する報告※】

- ・気候変動は、食料の栄養価の減少や、食料価格の高騰と栄養格差の拡大をもたらす可能性。
- ・一方で、栄養状態の改善を目的とした公衆衛生政策は、食品の需要に影響を与え、温室効果ガス排出削減等に寄与する可能性。
※「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」特別報告書「気候変動と土地」(2019年8月)

【健康面(栄養面)と環境面の取組の必要性と展開例】

- ・「持続可能で健康的な食事の実現に向けた指針」
(国連食糧農業機関(FAO)・WHO、2019年7月)
- ・食料システムの転換に関する報告書(世界経済フォーラム、2020年1月) 等

【食料システム・栄養改善に関する国際会議の開催】

- ・「国連食料システムサミット」(2021年9月開催予定)
- ・「東京栄養サミット2021」(2021年12月開催予定)※
※ SDGsの達成にも資する栄養改善の推進の在り方について幅広く議論予定。

(2) 産業界等の取組

- ・海外の食品関連企業では、**社会と環境の課題解決に向けて具体的な行動目標を示した上で進捗を明示し、ビジネスを成長させている例もある**。

食環境づくりの推進の方向性 (第4)

1 基本理念

- ・ **栄養面を軸としつつ、事業者が行う環境面に配慮した取組にも焦点を当てた取組として、産学官等が連携して持続可能性を高める視点を持ちながら進めていく。**
- ・ 栄養面等に配慮した食品を事業者が供給し、そうした食品を消費者が、**自身の健康関心度等の程度にかかわらず、自主的かつ合理的に、又は自然に選択でき、手頃な価格で購入し、ふだんの食事において利活用しやすくする。**これにより、国民の健康の保持増進を図るとともに、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。
- ・ 国際動向との調和を図りつつも、日本を含むアジアの食生活や栄養課題が欧米等とは異なる点があることも十分に踏まえ、推進していくことが重要である。

2 優先して取り組むべき課題

- (1) **栄養面**：特に重要な栄養課題である「**食塩の過剰摂取**」の対策として、「**減塩**」に優先的に取り組む。また、全世代や生涯の長きにわたり関係し得る**他の重要な栄養課題**として、「**経済格差に伴う栄養格差**」や「**若年女性のやせ**」の問題も取組対象とする。
- (2) **環境面**：関係省庁の協力を得て、事業者が行う環境面の取組※にも焦点。
※ 持続可能な食環境づくりに関連し得る取組として、主に直接的に環境保全に寄与するもの、情報開示等を通じて間接的に環境保全に影響を与えるものがあると考えられる。

3 対象とする食事及び食品

- ・ 対象とする食事は、日本人の食塩摂取源に鑑み、当分の間、「**内食**」(家庭内調理)、「**中食**」(持ち帰りの弁当・惣菜等)とする※¹。具体的な市販食品を対象とする場合は、**これらの食事**に用いる**一般用加工食品**※²とする※^{1,3}。
- ※¹ 料理レシピ等を含む。
- ※² 容器包装に入れられた加工食品(業務用加工食品を除く。)
- ※³ 外食は、今回の食環境づくりの今後数年間の進展状況に応じ検討。

主な取組内容 (第5)

1 各関係者に期待される主な取組

- (1) **食品製造事業者**：栄養面又はこれに加えて環境面に配慮した商品の積極的開発・主流化。事業者単位又は全社的に行う栄養面・環境面の取組の推進。
- (2) **食品流通事業者**：健康関心度等に応じた販売戦略(棚割り、価格等)の推進。
- (3) **メディア**：食品製造・食品流通事業者と連携した広報活動等の展開。
- (4) **事業者共通**：美味しく手軽に減塩できるレシピ開発・紹介、健康的で持続可能な栄養・食生活の重要性及びその実践に向けた工夫等に関する情報発信。
- (5) **学術関係者**：食環境づくりに資する研究の推進・成果の発信。こうした研究を基盤とした中立的・公平な立場での事業者の支援。
- (6) **厚生労働省**：国立健康・栄養研究所と協働した、事業者の取組に資する科学的データの整備・公表。健康・栄養政策研究を推進するための環境整備。
- (7) **職能団体・市民社会等**：事業者への建設的な提言、消費者と事業者の適切な仲介等。

2 取組の実効性の確保及び成果の適正な評価に関する方策

- ・ 厚生労働省は、本取組に賛同する事業者等(メディアを含む。)の参画を得た上で、2021年夏頃を目途に、**産学官等の関係者で構成される組織体を立ち上げ**。
- ・ 本組織体への参画を希望する事業者は、**一定のルールの下、行動目標と評価指標を自ら設定※¹し、本組織体に登録**。その上で、事業者は、行動目標の**進捗状況(成果)を毎年評価し、本組織体に報告・公表※²**。
- ※¹ 事業者による主体的かつ意欲的な取組になるよう、事業者が任意で行動目標を設定・遂行。
- ※² 厚生労働省等が今後用意する、「環境・社会・企業統治(ESG)」評価等の向上に資する視点を加味した専用ウェブサイト等での公表を想定。

3 参画事業者へのインセンティブ

- ・ **ESG評価向上・事業機会拡大の一助としての上記公表の仕組みの活用**。
- ※ さらに、事業者が本取組を推進している旨を、事業者が任意に表示又は標榜できるようにすることも今後検討。

おわりに (第6)

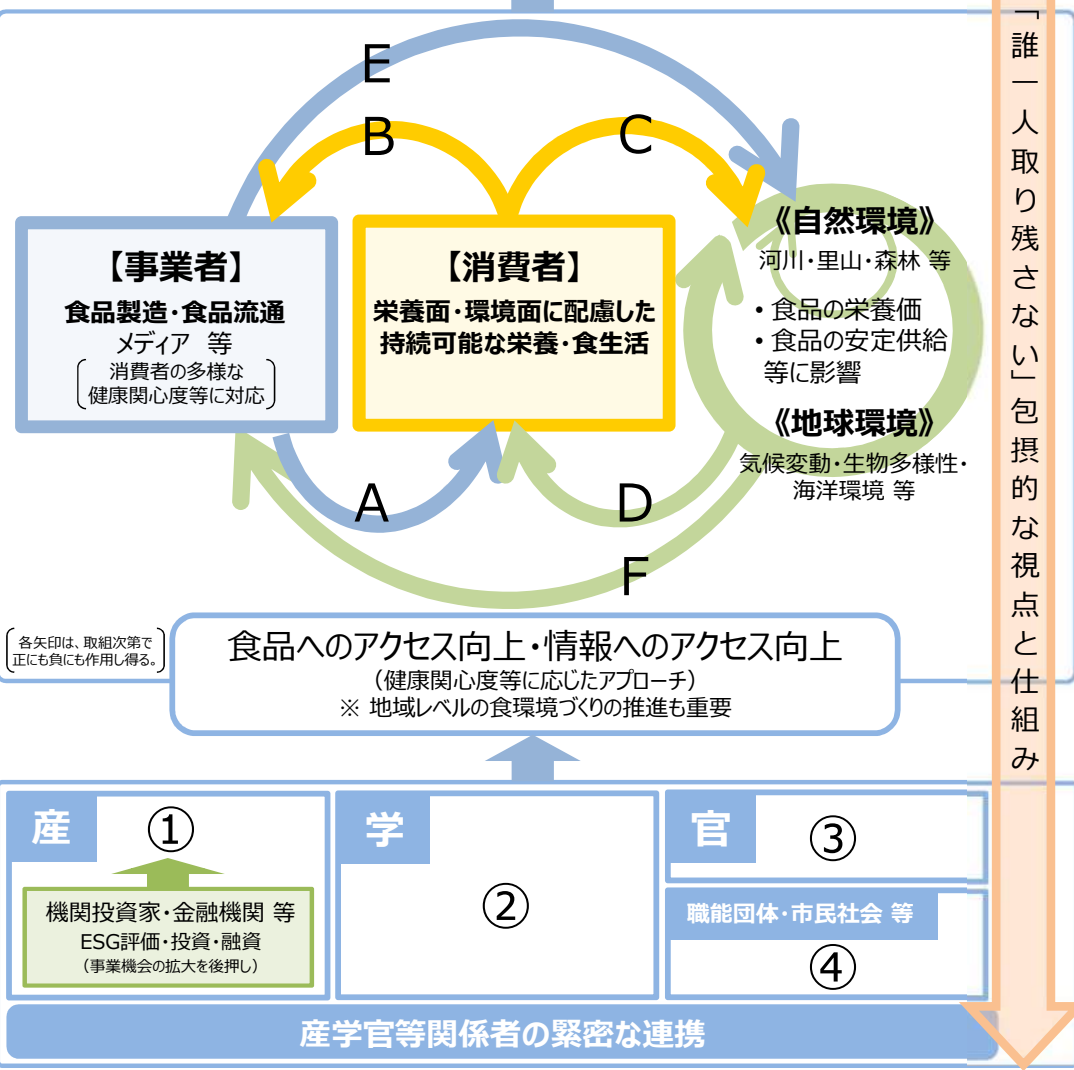
- 栄養面と環境面に配慮した食環境づくりの重要性が国際的に提起される中、この食環境づくりは、「**自助**」を中心とした健康の保持増進を通じ、健康寿命の延伸に資するほか、SDGsの達成にも資する**具体的かつ画期的な取組**である。こうした観点から、本取組は、**東京栄養サミット2021の場で日本政府コミットメントとして表明することも含め、今後得られる知見や成果を、アジア諸国を始め、世界に広く発信・共有していくことを強く期待**する。
- **厚生労働省は、少なくともSDGsの期限である2030年まで本取組を継続する必要がある。それ以降も関係省庁の協力を得て、発展させていくことが望まれる。**
- そのためにも、今後、実施体制の強化を図り、本取組の展開と合わせ、活力ある持続可能な社会が構築されていくことを強く期待する。

自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの枠組み

活力ある持続可能な社会の実現

健康寿命の延伸

健康の保持増進・生活習慣病の予防



〈事業者と消費者の取組の循環〉

A 事業者→消費者

- ・栄養面・環境面に配慮した商品開発・供給の主流化
- ・栄養格差解消の一環として手頃な価格で供給
- ・健康関心度等に応じた情報提供による行動変容支援

B 消費者→事業者

- ・健康面・環境面に配慮した商品の利活用増加・企業イメージの向上

〈消費者の取組と環境の循環〉

C 消費者→自然環境・地球環境

- ・「栄養・食生活」を始め、生活全般にわたり、環境保全※の行動が定着
※「循環型」「自然共生」「脱炭素」等

D 自然環境・地球環境→消費者

- ・自然災害リスクの減少・健康を含む様々な生活の質(QOL)の向上

〈事業者の取組と環境の循環〉

E 事業者→自然環境・地球環境

- ・栄養面・環境面に配慮した商品開発・製造の主流化
- ・その他環境保全の取組の拡大・加速化

F 自然環境・地球環境→事業者

- ・原料調達安定・自然災害リスクの減少

〈産学官等連携により推進する主な取組〉

① 産業界（事業者）に期待される主な取組

- ・栄養面・環境面に配慮した商品の積極的開発・主流化【食品製造】
- ・事業者単位・全社的に行う栄養面や環境面の取組の推進【食品製造】
- ・上記商品の販売促進【食品流通】
- ・健康的で持続可能な食生活の実践の工夫に関する情報提供【メディア等】等

② 学術関係者に期待される主な取組

- ・中立的・公平な立場での食環境づくりに資する研究の推進・取組の進捗評価
- ・事業者への適正な支援、消費者への適正な情報提供
- ・食環境づくりを牽引する管理栄養士等の養成・育成等

③ 国（厚生労働省）に期待される主な取組

- ・全体の仕組みづくり・成果等の取りまとめ、関係者間の調整
- ・健康・栄養政策研究を推進するための環境整備等

④ 職能団体・市民社会等に期待される主な取組

- ・事業者への建設的提言
- ・消費者と事業者の適切な仲介等

2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

令和3年国民健康・栄養調査の概要（予定）

《調査規模の拡大》

健康日本21（第二次）の次期国民健康づくり運動プランの策定に資する基礎資料を得るため、調査地区を拡大した国民健康・栄養調査（以下「拡大調査」という。）を実施予定

妊産婦
乳幼児

学齢児

青壮年期
中年期

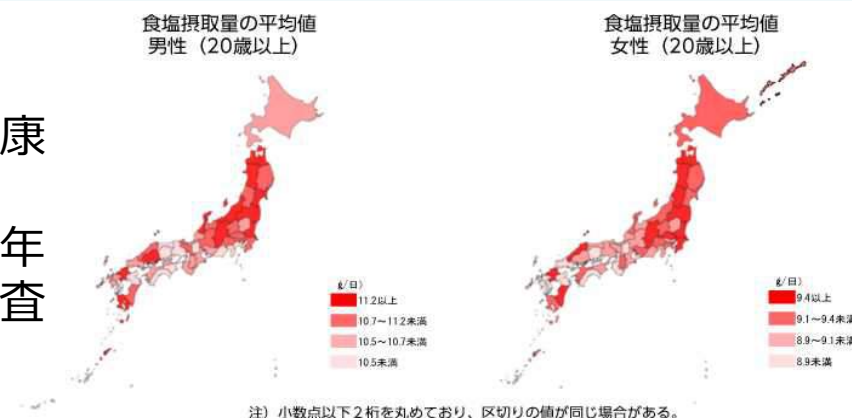
高齢者

傷病者

被災者

【背景・目的】

- 健康日本21（第二次）において、基本的な方向性として健康格差（地域格差等）の縮小を設定
- 健康日本21（第二次）の開始時の現状把握として平成24年調査において拡大調査を実施、中間評価として平成28年調査において拡大調査を実施



地域格差の例（前回拡大調査：平成28年国民健康・栄養調査結果）

【拡大調査の概要】

〈調査対象〉

通常年：約6,000世帯、約18,000人

→令和3年（予定）：約23,750世帯、約61,000人（平成24年及び28年調査と同規模、通常年の約4倍）

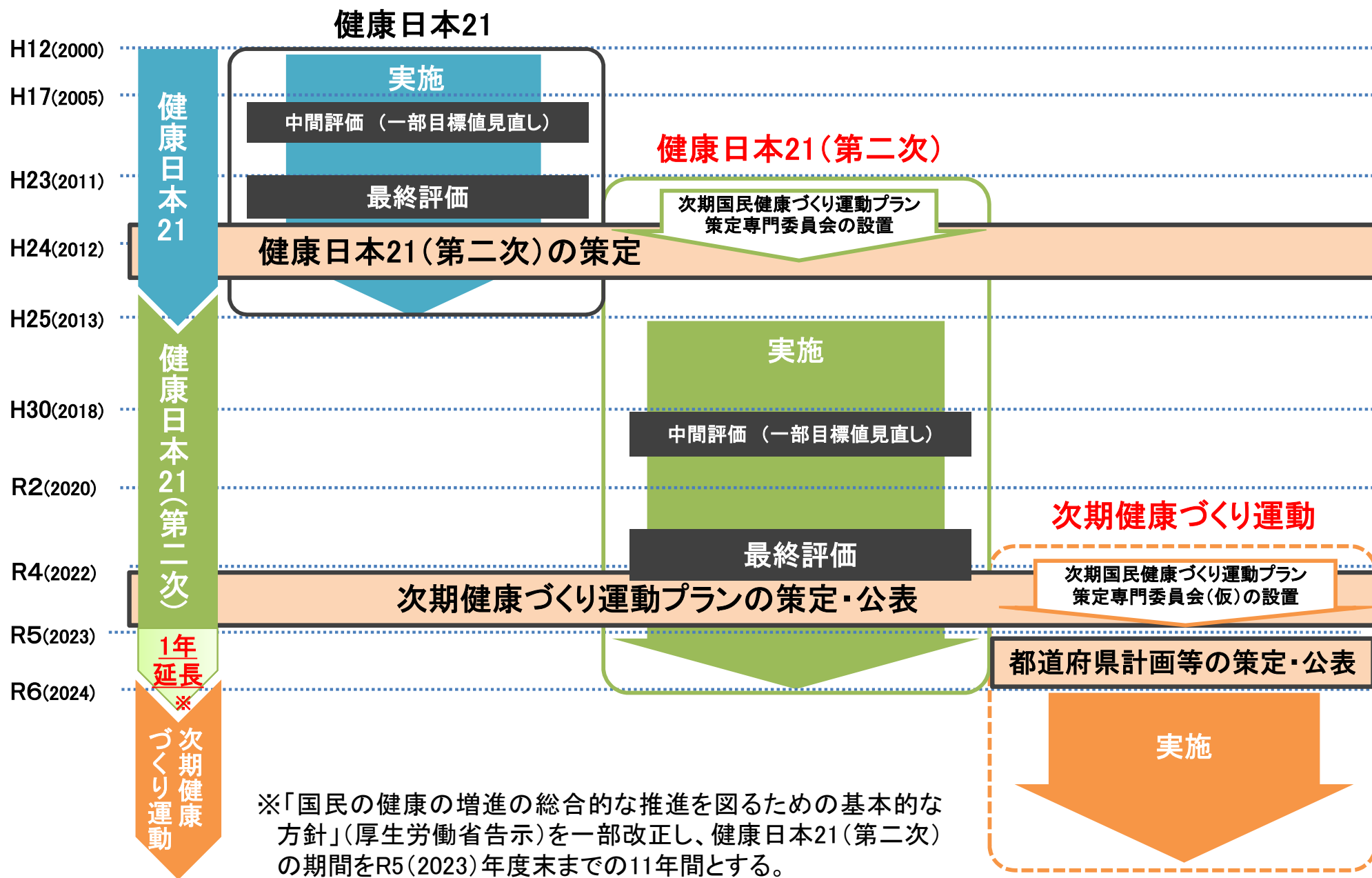
〈調査項目〉

- 1) 身体状況調査（身長、体重、腹囲等）
- 2) 栄養摂取状況調査（食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況（欠食・外食等））
- 3) 生活習慣調査（食生活、身体活動・運動、休養（睡眠）、喫煙等に関する生活習慣全般を把握）

〈調査時期〉

令和3年10～11月

最終評価及び次期国民健康づくり運動プランの検討スケジュール



※「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(厚生労働省告示)を一部改正し、健康日本21(第二次)の期間をR5(2023)年度末までの11年間とする。
(令和3年8月4日厚生労働省告示第302号)

都道府県・市町村・関連団体に対する調査の方針（案）

➤ 都道府県・市町村等へのアンケート調査の調査項目について、以下の方針で作成した。

目標	健康日本21（第二次）の取組状況について評価する 健康日本21最終評価時と状況を比較する（ここ10年の進捗） 次期プラン策定において重視する領域や強化すべき体制を把握する	制約 条件	設問の量を厳選（自治体の負担減） 自由回答はなるべくカテゴリー化
----	---	----------	-------------------------------------

健康日本21（第二次）最終評価における取組状況調査の枠組み（案）

計画の 策定と評価	- 計画の策定・評価状況 - 地域格差の把握状況 （都道府県における計画策定状況・格差把握の有無は、別調査で確認できるため省略）
施策の推進 体制・連携	国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 （平成24年厚生労働省告示第430号）に記載された推進体制・連携に関する状況 （庁内の他分野連携、職種間連携、研修等）
各領域の 取組状況	- 健康日本21（第二次）の目標項目の設定状況・取組状況 - 回答負担を考え、回答形式を検討（具体的な数値は既存調査等で確認）
次期プラン 策定に向けた 課題	- 今後対策が必要であると考えられる領域 - 強化すべき推進体制 - 国に求める支援の具体について自由記載形式で収集

健康日本21（第二次）分析評価事業

【目的】

平成25年度より開始した「健康日本21（第二次）」で設定された目標達成に向け、主要な項目については継続的に数値の推移等の調査や分析を行い、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める必要があることから、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に委託事業として実施。

【事業内容】

- (1) 健康日本21（第二次）に関する目標項目について、現状値の更新
- (2) 「健康日本21（第二次）」の目標設定などに用いられている国民健康・栄養調査における主要なデータの経年変化と諸外国との比較に関する分析
- (3) 健康格差に関する基本データとして、国民健康・栄養調査における都道府県別の状況や、都道府県等健康増進計画の目標及び取組の進捗状況についての整理

等

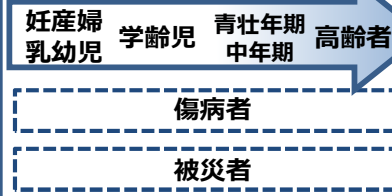
健康日本21（第二次）分析評価事業



健康日本21（第二次）分析評価事業ホームページ

<http://www.nibiohn.go.jp/eiken/kenkounippon21/index.html>

食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業



- 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」では、更なる高齢化の進展を踏まえ、高齢者のフレイル予防も視野に入れて策定したことから、令和元年度は、**フレイルの概念の普及やフレイル予防の推進に向けて、食事摂取基準を活用した高齢者向けの普及啓発用パンフレット等を作成**

〈パンフレットのポイント〉

- 高齢者やその家族、行政関係者等に活用いただけるよう作成
- 高齢者自身が主体的にフレイル予防に取り組めるよう、セルフチェックを掲載
- 高齢期における「メタボ予防からフレイル予防へ」の切り替えの重要性を啓発するとともに、フレイル予防の3つのポイントとして、「栄養」を中心に、「身体活動」、「社会参加」のそれぞれの観点からできる取組について提案

※ フレイル予防の普及啓発用ツールとして、パンフレット(日・英版)のほか、活用媒体や動画も作成

(出典) 厚生労働省「高齢者のフレイル予防事業」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00002.html)



フレイル予防の普及啓発パンフレット

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日 閣議決定)において、**フレイル対策に資する食事摂取基準の活用が示されており**※、取組推進の一助となるよう普及啓発ツールを作成しましたので、適宜介護保険主管部局や後期高齢者医療主管部局等の関連する部門との連携を図りつつ、積極的にご活用いただきますよう、お願いいたします。

※ KPI (第一階層) : フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】

令和2年度フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村

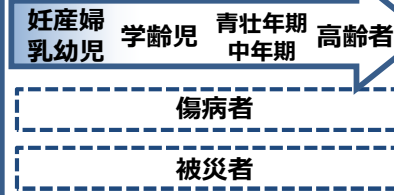
- 14.1% (令和3年7月1日時点で回答のあった、1,138市町村 (回収率65%) に占める割合)

パンフレットの活用事例

- 神奈川県厚木保健福祉事務所の地域食生活対策推進協議会では、「高齢者の食生活支援体制づくり」をテーマに、管内市町村と連携したフレイル予防の取組を実施し、普及啓発ツールを活用した出前講座を行った。高齢者を対象とした食事調査の結果を基に、フレイル予防になる食環境づくり、正しい情報を得る機会の提供と、食物の入手環境整備を進めている。

(出典) 「令和2年度食育推進施策(食育白書)概要」から抜粋 (https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/r2_index.html)

「妊産婦のための食生活指針」改定の概要（2021年3月）



背景

- 「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、平成18年2月に「『健やか親子21』推進検討会」で策定された。指針においては、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすくイラストで示した妊産婦のための食事バランスガイドや、妊娠期における望ましい体重増加量等を示している。
- 策定から約15年が経過し、健康や栄養・食生活に関する課題を含む、妊産婦を取り巻く社会状況等が変化していることから、令和元年度の調査研究事業*の報告等を踏まえ、厚生労働省において指針の改定を行った。

* 令和元（2019）年度「妊産婦のための食生活指針の改定案作成および普及啓発に関する調査研究」（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所）

改定の内容

- 妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要である。このため、改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むこととし、名称を「**妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針**」とした。
- 改定後の指針は、妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要とされる食事内容とともに、妊産婦の生活全般、からだや心の健康にも配慮した、10項目から構成する。
- 妊娠期における望ましい体重増加量については、「妊娠中の体重増加指導の目安」（令和3年3月8日日本産科婦人科学会）を参考として提示する。

妊娠中の体重増加指導の目安*

妊娠前の体格**	BMI	体重増加量指導の目安	（参考）改定前
低体重	18.5未満	12～15kg	9～12kg
普通体重	18.5以上25.0未満	10～13kg	7～12kg
肥満（1度）	25.0以上30未満	7～10kg	個別対応 （上限5kgまでが目安）
肥満（2度以上）	30以上	個別対応 （上限5kgまでが目安）	

* 「増加量を厳格に指導する根拠は必ずしも十分ではないと認識し、個人差を考慮したゆるやかな指導を心がける。」産婦人科診療ガイドライン編 2020 CQ 010より

** 体格分類は日本肥満学会の肥満度分類に準じた。

「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」普及啓発リーフレット

妊産婦のための食事バランスガイド

食事バランスガイドとは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかわかる食事量の目安です。「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5グループの料理や食品を組み合わせてとれるよう、コマに例えてそれぞれの適量をイラストでわかりやすく示しています。

妊娠前、妊娠初期の1日付を基準に、妊娠中期、妊娠末期、産後期の方は対応量をプラス

1日付適量	主食	副菜	主菜	牛乳・乳製品	果物
妊娠前	5〜7 200g	—	—	—	—
妊娠初期	5〜6 200g	—	+1	—	—
妊娠中期	3〜5 200g	—	+1	—	—
妊娠末期	2 200g	—	—	+1	—
産後期	2 200g	—	+1	—	+1

このイラストの料理例を
毎日食べるとおおよそ
2200kcal

お母さんにとって適切な食事の量と質を

妊娠中と授乳中は、お母さんと赤ちゃんの健やかな成長のために、妊娠前よりも多くの栄養素の摂取が必要となります。食事バランスガイドの目安量に加え、妊娠期、授乳期に合ったプラスに調整してほしい量（付加量）もしっかり摂取するよう、数日単位で食事を見直し、無理なく続けられるよう、食事を調整しましょう。

具体的な食事量の参考は「食事バランスガイド」の詳細をご覧ください！

厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
妊娠前及び妊娠・出産に当たっての適正な栄養・食生活に関する、効果的な情報発信に関する調査研究

妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針

～妊娠前から、健康なからだづくりを～

お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな発育には、妊娠前からのからだづくりが大切です。依然として若い世代の「やせ」が多いことなどの課題を受けて、10項目の指針が示されました。ぜひ妊娠前からしっかりと食事をとることを意識しましょう。



- 妊娠前から、バランスのよい食事をしっかりとしましょう
- 「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと
- 不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと
- 「主菜」を組み合わせてたんぱく質を十分に
- 乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを十分に
- 妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に
- 母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで
- 無理なくからだを動かしましょう
- たばことお酒の害から赤ちゃんを守りましょう
- お母さんと赤ちゃんのからだと心のゆとりは、周囲のあたたかいサポートから

妊娠中・授乳中にも行いたい健康的な習慣は中巻をチェック！



妊娠前からはじめよう 健やかなからだづくりと 食生活 Book

厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
妊娠前及び妊娠・出産に当たっての適正な栄養・食生活に関する、効果的な情報発信に関する調査研究

ダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/ninpu-02.html

3. 管理栄養士等の養成・育成

制度の改正

養成の充実

国家試験の充実

生涯教育の充実

平成12年
栄養士法の一部改正
(管理栄養士の業務の
明確化等)

平成13年
管理栄養士養成カリ
キュラムの全面改正
(平成14年施行)

平成14年
管理栄養士国家試験出
題基準(ガイドライン)の
改定

平成22年度改定

平成26年度改定

平成30年度
教育養成のためのモデ
ル・コア・カリキュラムの
策定

平成30年度改定

令和2年3月
国家試験適用

平成25年度
管理栄養士専門分野別
育成事業の開始

(関係団体、
関係学会と協働)

実践領域での人材育成の支援

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業（委託先：日本栄養士会）として、平成25年度から「管理栄養士専門分野別育成事業」を実施。
- 新たな専門領域の認定の在り方について検討するとともに、既に認定を開始している専門分野別管理栄養士の認定システムについて学会と連携し、検証・改善を行う。

教育領域での人材育成の支援

- 管理栄養士養成施設数は151校、栄養士養成施設数は150校（令和3年4月現在）
- 令和元年度に作成した「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」活用支援ガイドの普及を行うほか、食環境整備等のアプローチも含めて地域の栄養課題の解決を図る上で必要な知識や技術に関する教育プログラムを作成する。（委託先：日本栄養改善学会）

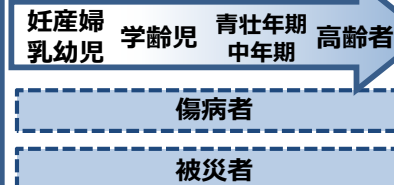
管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保

- 栄養士法に基づく管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付等を行う。

特殊な調理に対応できる調理師研修事業

- 日本における調理の特性を考慮しながら、ハラルに対応できる知識や技術を普及するための研修を支援する。
- 今後の超高齢社会の更なる進展を見据え、地域包括ケアシステムの推進に係る食環境づくりの一環として、調理師が、医療・介護施設のみならず飲食店等でも、対象者の嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できるよう、専門技能の修得を支援する。

4. 地域における栄養指導の充実



栄養ケア活動支援整備事業の実施

【事業の目的】

増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士・栄養士の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を全国単位又は地域単位で行う公益法人等の民間の取組の促進・整備を行う。

【事業の概要（抜粋）】

○ 全国事業

自然災害や新興・再興感染症が発生した有事において、地域で栄養ケアを行う人材を継続的に供給する仕組みを整備し、派遣先の関係機関等と連携した支援活動のための手引きを作成し、モデル的な運営を行い、その実践性を検証する。

○ 地域事業

地域における在宅療養者・居宅要介護者の栄養ケアの状況に応じて在宅や診療所での栄養ケアを行う人材を継続的に供給できるシステムをモデル的に構築し、そのシステムを活用した栄養ケア活動の成果を検証する。

○ 全国事業又は地域事業

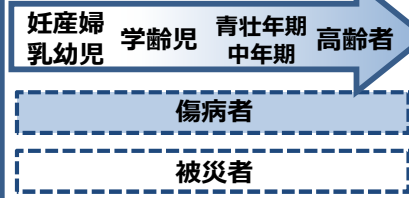
栄養ケアの一環として、地域高齢者等の個々の住まいや地域の共食の場を対象に適切な栄養管理に基づく配食サービスを予定している事業者に対して、管理栄養士又は栄養士を継続的に供給又は参画させることができるシステムをモデル的に構築し、そのシステムを活用した成果を検証する。

⇒「地域事業」にあつては、以下の要件も全て満たすこと。

- ・ 自治体と連携し、地域における在宅療養者・居宅要介護者の栄養ケアの状況を把握していること。
- ・ 管理栄養士の雇用を考えている施設の登録事業を含んでいること。
- ・ 常勤の職を有していない管理栄養士の登録事業を含んでいること。
- ・ 管理栄養士の雇用を考えている施設への管理栄養士の紹介事業を含んでいること。
- ・ 紹介事業により地域での栄養ケア活動の促進が期待されるものであること。

令和3年度採択例	(全国) 日本栄養士会	自治体と協働し有事の際に栄養ケアを支援する事業
	(地域) 東京都栄養士会	通所事業所における健康支援型配食の展開および介護支援専門員への栄養ケア研修を通じた普及・啓発事業
	三重県栄養士会	みえ栄養ケアステーション「より良い食生活」支援事業
	管理栄養士地位向上協会	管理栄養士による適切な栄養管理に基づく配食サービス普及のための仕組みづくり事業

健康的な生活習慣づくり重点化事業【糖尿病予防戦略事業】



【事業目的】

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

【事業内容】

- ① 民間産業と連携した栄養バランスのとれた食事を入手しやすい環境整備
中食や外食等の利用機会を通じて、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事についての理解促進、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践の定着を図るための取組の実施
- ② 若い世代への栄養バランスのとれた食事の実践支援活動
管理栄養士・栄養士養成施設と連携し、学生による同世代の人たちへの主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を広めていくための創意工夫ある取組の実施
- ③ 地域高齢者等の健康支援を推進する食環境の整備
フレイル予防にも配慮した糖尿病予防事業として、地域高齢者等にとって質・量が適切な食事に対する理解促進、各々の身体状況に応じた食事が提供される体制構築
- ④ その他地域の特性を踏まえた糖尿病予防対策
優先的な課題を解決するために、地域の特性を踏まえた疾病の構造と食事や食習慣の特徴を踏まえた取組の実施

【実施主体】都道府県・保健所を設置する市・特別区

〈令和2年度実績〉 37百万円、50自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）

〈令和3年度予算〉 37百万円※ 【補 助 率】 1 / 2

※申請が多数あった場合は、事業内容を精査し、予算額内で補助。

特に、委託費の割合の高い事業は、査定の対象とする。

Ⅱ．調査研究事業について

- 根拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making：EBPM）が重要視される中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、**栄養政策に関してもEBPMの視点を一層深めていくことが重要。**
- 栄養政策の立案に当たっては、今後の望ましい社会像と現行の政策や制度との差分を解消するための根拠となる政策研究の積み上げる必要があり、こうした**調査研究の機会を自ら創出していく必要。**

1．昨年度の主な調査研究事業の成果

- 令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による国民の食行動等の変化とその要因研究
国民に対し、「新しい日常」における適切な栄養・食生活の推進に向けた基礎資料を得る目的とし、コロナ感染拡大による日本人の食意識・食行動、身体状況、生活習慣の変化の検討等を行う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症流行前後における親子の栄養・食生活の変化及びその要因の解明のための研究
コロナ流行前後における子どもの栄養・食生活の変化の要因を明らかにすることを目的とし、家庭調査によりコロナ流行前後で家庭背景が食事状況に与える違いや、自治体調査により学校給食の提供状況および栄養素等提供状況を把握する。

2．栄養政策の更なる推進に向けて

- 地域保健総合推進事業（日本公衆衛生協会）
 - ・ 将来を見据えた、地域における栄養政策の企画・立案手法に関する研究（令和3～令和4年度）
新たな課題に対応した栄養施策構築プロセスを検討するとともに、そのプロセスを実践するための行政栄養士向けの手引きを作成する。

- 昨年度の研究事業の成果より、**社会経済的要因による栄養格差拡大**などの新たな課題に対し、栄養政策の更なる推進の必要性が明らかとなりました。
- こうした栄養格差の縮小に向けて、健康増進部局だけではなく、福祉部局等、**他の部局との連携による取組**によって、地域の栄養・食生活支援を推進することが重要です。

(参考) 食生活改善普及運動

- 「健康日本2 1（第二次）」の目標の達成に向けて、毎年9月に実施
- 令和3年度も昨年と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、家庭で食事をする機会が増加したことから、**家庭での食生活改善の重要性を普及・啓発することに焦点を当て展開する。**
- 普及啓発用ツールをウェブサイトに掲載するとともに、取組事例を収集して横展開を進めていく等、バランスの良い食事を入手しやすい環境づくりを推進

【参考：令和2年度普及啓発ツール】

普及チラシ



毎日プラス1皿の野菜



おいしく減塩 1日マイナス2g



毎日のくらしにwith ミルク



おうちご飯にバランスをプラス



おうちご飯にバランスをプラス



おうちご飯にバランスをプラス



おうちご飯にバランスをプラス



- 小売店、飲食店等で活用可能なPOP類等は、「スマート・ライフ・プロジェクト」のウェブサイト※からダウンロード・印刷して使用（令和3年度版については、現在作成中）

※ <https://www.smartlife.mhlw.go.jp/plus1tool>

Smart Life Project

- 健康日本21では、「健康寿命をのばそう！」をスローガンにしたSmart Life Projectを開始
- Smart Life Projectとは、国民全体が人生の最後まで元気で健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動
- 「食生活」、「運動」、「禁煙」、「健診・検診の受診」について、具体的なアクションの呼びかけを行い、更なる健康寿命の延伸を推進している。
- 食生活については、「食事をおいしく、バランスよく」を目標としており、「健康な食事」のための食環境整備の考え方を活用した取組も行っている。

【取組事例】

- 「**健康な食事**」のための食環境整備の考え方を活用した取組の一つに「健康な食事・食環境」コンソーシアムが定めるスマートミール認証制度がある。
- スマートミール認証を取得した全国の事業者の取組を紹介する「スマートミール探訪」をウェブサイト※で公開中

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事推奨のシンボルマークについて



「主食・主菜・副菜」は、1食単位の基本となる料理の組み合わせです。

食品には多種類の栄養素が含まれていて、それぞれの食品に含まれる栄養素の種類は食品によって異なります。このため、私たちは、多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をとることになります。

主食、主菜、副菜を基本とすることで、多様な食品から、必要な栄養素をバランスよくとることができます。

シンボルマークのデザインは、円を三分割してシンプルな線や面で、主食・主菜・副菜の3つの料理を表現し、黄色が「主食」、赤色が「主菜」、緑色が「副菜」で、主食、主菜、副菜の組合せを意味します。

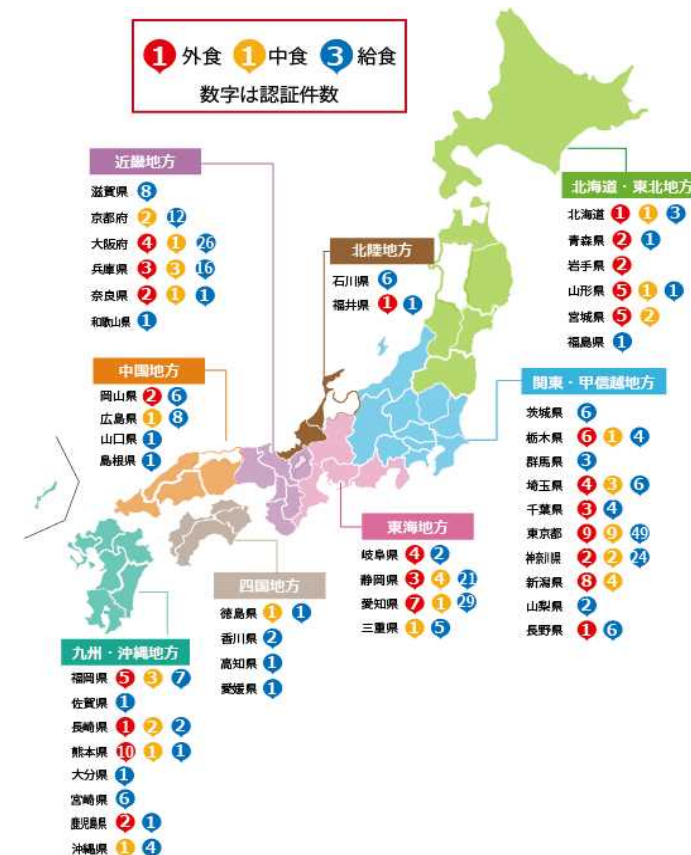
広がっています！「健康な食事」の取組み
スマートミール探訪

「健康な食事」のための食環境整備の考え方を活用した取組のひとつに、「健康な食事・食環境」コンソーシアムが定めるスマートミール認証制度があります。

この、「スマートミール探訪」では、スマートミール認証を取得した全国の事業者の取組を紹介。

家庭でのヘルシーメニューづくりに役立つテクニックも公開しているので、毎日の食生活にお役立てください。

全国認証事業者Map



出典：「健康な食事・食環境」認証制度 (<https://smartmeal.jp/>)

2. 栄養政策の更なる推進に向けて

地域保健総合推進事業（日本公衆衛生協会）

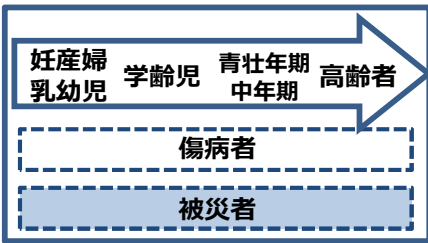
「将来を見据えた、地域における栄養政策の企画・立案手法に関する研究」（令和3～4年度）

- 栄養改善の必要性に関する認識は年々高まっており、全ライフコースを通じた栄養施策に加え、傷病者や被災者への栄養・食生活支援の更なる推進・強化が課題となっている。また、栄養は持続可能な開発目標（SDGs）の全ての目標の達成に寄与し得るものであり、健康面にも環境面にも配慮した持続可能な食環境づくりなど、新たな課題が生じてきている。
- このような**新規かつ横断的な課題は、健康増進部門のみで解決できるものは少なく、他部署と連携しながら、EBPMに基づく施策立案、新規予算の要求・確保をした上で、着実に施策を推進し成果を得る必要**がある。
- その課題の解決に向け、行政栄養士には、
 - ① 今後を見据え課題を総合的に分析し抽出するスキル
 - ② リーダーシップを発揮し他部署等に積極的に相談・提案するスキル
 - ③ ①及び②を踏まえ施策を立案し、必要な予算を要求・確保するスキル
 - ④ PDCAに基づき施策を着実に遂行し成果を得るためのマネジメントスキル
 - ⑤ 得られた成果を効果的に見える化し、更なる発展につなげるスキル等が求められる。
- 本事業では、**行政栄養士を始めとした体制の下**、市町村を含めた行政栄養士が①から⑤に掲げるスキルを発揮した事例を収集・分析し、「栄養施策構築プロセスガイド（平成27年度作成）」の検証を行った上で、**新たな課題に対応した栄養施策構築プロセスを検討するとともに、そのプロセスを実践するための行政栄養士向けの手引きを作成**する。

今後、次期健康日本21や、行政栄養士指針等の策定に活用することも見据え、各自治体の皆様に調査の協力をお願いすることを考えております。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

參考資料

大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター(第1版)



- 大規模災害がどのまちに、いつ訪れるかわからない中、発災後の住民の健康危機を最小化するために、**防災部門と健康増進部門等がしっかりと連携**し、地域診断に基づく食料の備蓄のほか、栄養・食生活の支援体制を平時から十分確保しておくことは全ての自治体にとっての責務
- 令和元年度予算事業において、各自治体内の防災部門と健康増進部門等を対象に、**健康・栄養面や要配慮者も考慮した食料備蓄の重要性の普及啓発と、そうした食料備蓄の推進を目的**として、「大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター」を作成

〈防災備蓄における留意事項及び本シミュレーターの特徴〉

項目	留意事項	詳細
対象地域・人口	「 対応日数 」は、発災からの時間軸を考慮する。	農林水産省「災害時に備えた食品ストックガイド」にて、推奨する対応日数(1週間)を考慮する。
	「 想定被災者数 」を元に備蓄量を算出する。	全人口を対象とする必要はなく、想定被災者割合に基づき備蓄量を算出する。
	水 の必要量を把握する。	防災備蓄においては食料だけでなく、飲料用・調理用も含めた水の備蓄も検討する。
食料・数量選択	主食・おかず(主菜・副菜) の考えで備蓄を行う。	主菜・副菜等に含まれるビタミンB ₁ 、B ₂ 等の栄養素の摂取は、炭水化物を燃やす上で重要である。
	乳児等、要配慮者 も考慮した備蓄を行う。	乳児、嚥下困難者、アレルギー患者等の要配慮者も食べられる食品の備蓄も考慮することは重要である。
結果出力	備蓄食料の購入費用 も考慮する。	各自治体の財政上、備蓄食料の購入費用も考慮することは重要である。

本シミュレーターの特徴
備蓄対応日数は初期値として包括的に「 3日 」に設定(手動で修正可)
「 想定被災者割合 」を入力欄として設け(手動で修正可)、人口と乗じ「 想定被災者数 」を算出して、対象者に対する備蓄食品の必要量を算出
調理用と飲用として 必要量(1人3リットル/日) を基準に、対象人口に対しその必要量を算出 ※湯せん、米や野菜、食器を洗う水は、別途必要
主食・おかず(主菜・副菜) の分類を考慮しつつ食品を選択
乳児に対して必要ミルク量を算出することや、嚥下困難者に対してやわらかい食品やとろみのある食品を提供する等、 要配慮者の対応についてのアドバイス を表示
備蓄食料の全体費用及び年間の減価償却費 を出力

本シミュレーターを、**各自治体の防災関係部署との「連携」ツールとしても活用し、健康・栄養面や要配慮者も考慮した食料備蓄を推進**いただくようお願いいたします。

第4次食育推進基本計画について

○ 令和3年3月31日に開催された食育推進会議において、食育基本法の規定に基づき、「第4次食育推進基本計画」が決定された。

第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の概要

食育基本法

- 食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。
- 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。
- 食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年)
- 地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成する努力義務

<食をめぐる現状・課題>

- ・生活習慣病の予防
- ・高齢化、健康寿命の延伸
- ・成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- ・世帯構造や暮らしの変化
- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・総合食料自給率(加算・減算)
38%(令和元年度)
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス(推計)
612万トン(平成29年度)
- ・地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危機
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

基本的な方針(重点事項)

<重点事項>

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民の健康の視点

連携

<重点事項>

持続可能な食を支える食育の推進

社会・環境・文化の視点

<横断的な重点事項>

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

食育推進の目標

- ・栄養バランスに配慮した食生活の実践
- ・学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ・産地や生産者への意識
- ・環境に配慮した農林水産物・食品の選択 等

推進する内容

1. 家庭における食育の推進:

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進:

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開: 食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

施策の推進に必要な事項

- ①多様な関係者の連携・協働の強化、②地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進 等

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標		
具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす		
① 食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす		
④ 朝食を欠食する子供の割合	4.6%※	0%
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす		
⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回※	月12回以上
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g※	8g以下
⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g※	350g以上
⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%※	30%以下

注) 学校給食における使用食材の割合(金額ベース、令和元年度)の全国平均は、地場産物52.7%、国産食材87%となっている。

目標		
具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
⑭ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
⑯ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人※	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす		
⑰ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑱ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑲ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
⑳ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%※	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
㉑ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	55%以上
㉒ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
㉓ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
㉔ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%※	100%

※は令和元年度の数値

「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について

(令和3年4月1日付け健健発0401第3号厚生労働省健康局健康課長通知)

1. 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

第4次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・市町村における食育推進計画の見直しに当たっては、関係部局等との連携を十分に図るとともに、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しをすること。

2. 健康づくりのための食育の取組の推進について

(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進について

- ・「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」、「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす」の目標達成に向けた取組の推進をすること。
- ・健康無関心層も含めて自然に健康になれる食環境づくりを関係機関・団体、食品関連事業者等、様々な関係者との連携により推進すること。
- ・なお、新型コロナウイルス感染症の流行により、日々の健康づくりや栄養・食生活の重要性が再認識されたことも踏まえ、より一層の取組の充実を図ること。

(2) 多様な暮らしに対応した食育の推進について

- ・多様な暮らしに対応するために、地域が果たす役割は一層重要となっており、それぞれの地域の特徴や課題に応じて展開される関係団体等による栄養・食生活支援への理解とともに、栄養・食生活支援が必要な人々への働きかけを関係部局と連携しながら推進すること。

(3) 災害時に備えた食育の推進について

- ・災害時の栄養・食生活支援の具体的内容や体制等を地域防災計画へ位置づけることやマニュアルの整備を図り、関係者が共通の理解の下で取り組める体制整備をお願いする。

(4) 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

- ・地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組が推進されるよう体制の整備をすること。

(5) 専門的知識を有する人材の養成・活用について

- ・地域において食育の推進が着実に図られるよう、都道府県や市町村に管理栄養士等の配置の推進をすること。

生活保護受給者の健康管理支援の推進と市町村保健部局との連携

～被保護者健康管理支援事業の実施～

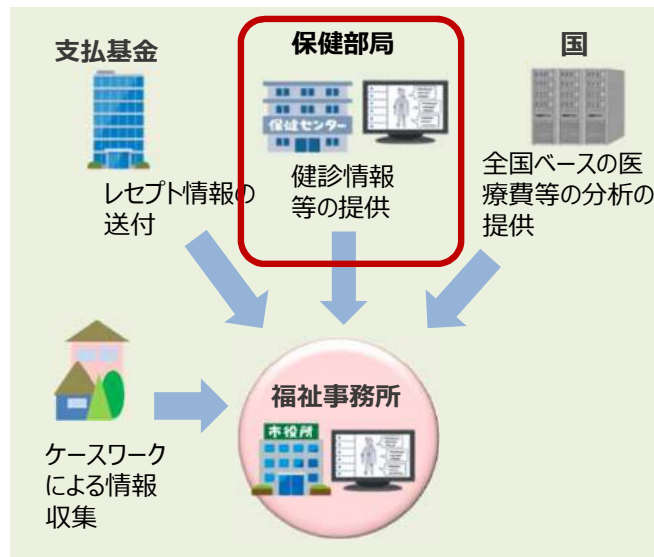
- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的とし、自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立・社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、多くの被保護者は、医療保険制度の被保険者ではないため、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、**健康上の課題を抱えている者が多い**と考えられ、**医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要**。
- このため、平成30年の改正生活保護法において、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**データに基づいて生活習慣病の予防・重症化予防を推進する「被保護者健康管理支援事業」が創設**され、令和3年1月から全ての福祉事務所が取り組む必須事業として施行。
- また、令和3年の改正生活保護法※により、**同事業の実施に当たっては、被保護者に係る健診等の情報を活用することが効果的な保健指導等に資することから、福祉事務所が市町村等に対して、それらの情報の提供を求めることができる規定を創設**。

※ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)による改正後の生活保護法第55条の8第2項として規定。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のオに加え、ア～エから選択

ア 健診受診勧奨
イ 医療機関受診勧奨
ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
オ 頻回受診指導

③ 事業実施

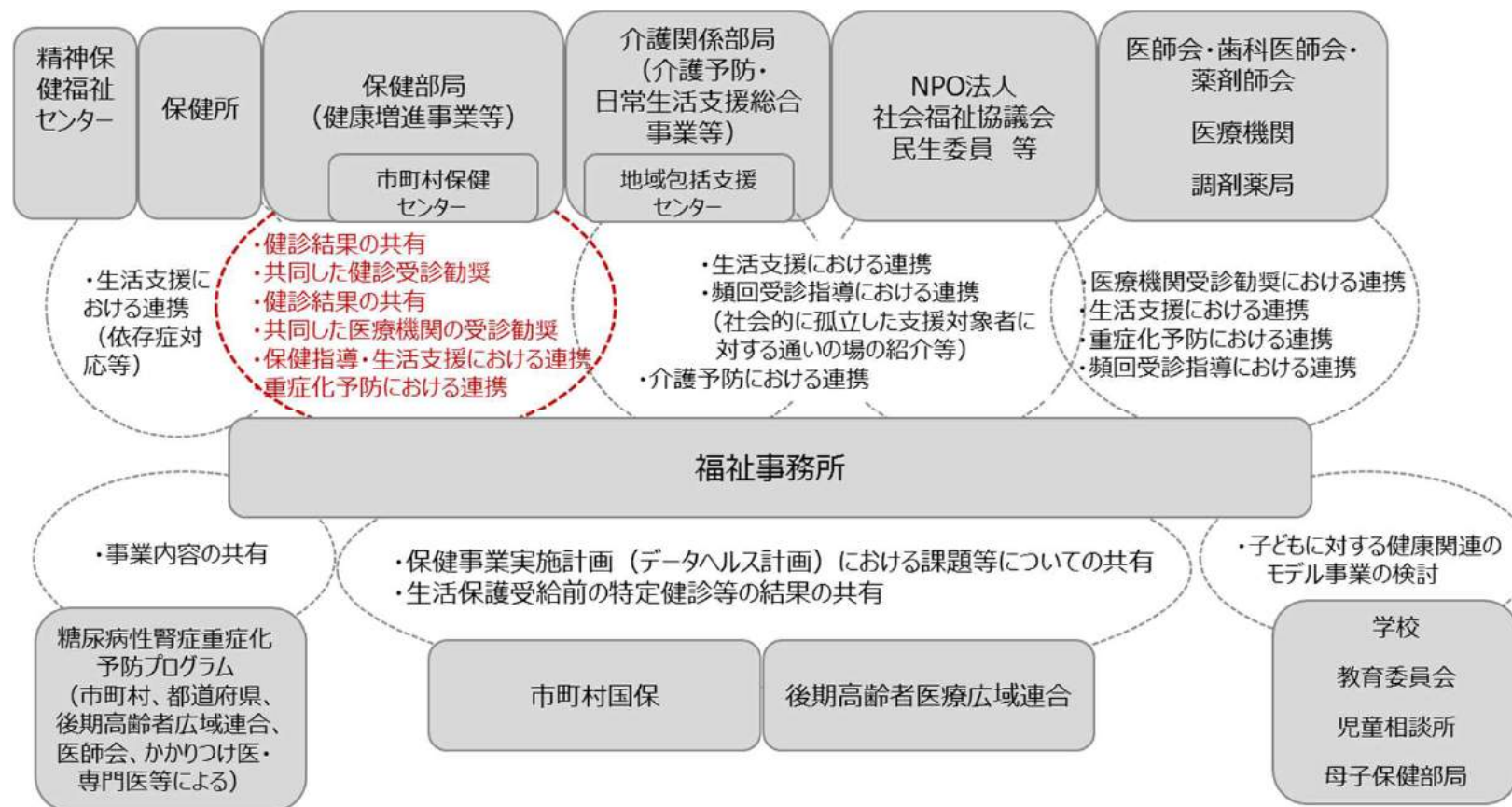
- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

連携体制の構築のイメージ例



(出典)「被保護者健康管理支援事業の手引き」(令和2年8月改定版) (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19953.html)

- 事業の実施に当たっては、福祉事務所等から健康増進事業を担当している市町村保健部局に対して健康増進法に基づく健診結果を求め、未受診者に健診の受診勧奨を行ったり、受診結果が芳しくない場合などには健康増進事業として実施している事業へ被保護者をつなげたりする際に、**市町村保健部局の協力が重要**となります。
- また、被保護者の健康状態に関する現状や課題を的確に把握することが重要であり、そのためには、**管理栄養士含む保健医療専門職が事業の企画段階から関わることを望ましい**と考えられます。
- **地域の実情を踏まえた効果的な事業の推進に向けて、都道府県等においては、市町村保健部局への周知を改めてお願いするとともに、市町村保健部局においては、福祉事務所等との連携体制の構築についてご協力をお願いします。**